

# 地域包括支援センター運営業務の 委託化について

高松市地域包括支援センター

# 1 前回の運営協議会（議題「地域包括支援センターの運営形態について」、R3.8.26書面開催）時の今後の方向性

高齢者人口・認知症  
高齢者の増加による  
業務量の増大

より地域に密着した  
業務の運営が求めら  
れている

専門職の確保が  
困難となっている

全国的には地域包括  
支援センターの委託  
化が進んでいる

地域包括支援センターの運営形態の見直しの必要性

アンケート調査を実施した結果、受託を検討する社会福祉法人等が半数以上あったことから委託化の検討を進める

## 2 前回の運営協議会における御意見と対応案

### 主な御意見

#### ① 市からの支援

生活困窮や虐待等権利擁護の事案は、市と委託先の連携の強化や迅速な対応ができる仕組みづくりが必要

サービス低下につながるような行政の関与が必要

#### ② 委託先の課題

職員確保、人材支援、委託料は委託先には重要な懸案事項

専門職の人材確保が課題

ノウハウ的に難しいところが多く、委託業務の段階的な移行の検討が必要

#### ③ 市民への影響

市民への影響や地域差がでないようにする

住民が安心、信頼して相談できる人材の確保と体制づくり

市民にとって利用しやすくする

#### ④ 委託先の選定

委託先の選定には、業績等を十分把握し厳選を

委託条件について委託先と齟齬がないようにする

#### ⑤ 今後の運営形態

引き続き直営（公的機関）で運営してほしい

無理に委託化を進めなくてもいいのでは

より良いサービスや情報提供のためには、民間委託形式がよいかもしれない

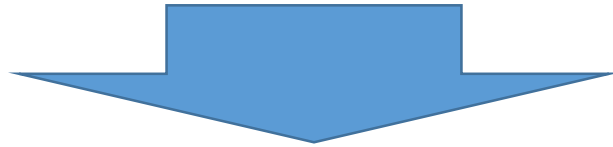
### 対応案

- ・ 委託先法人の人材確保への支援
- ・ 委託先との連携のため、会議や研修等への参加
- ・ 虐待事案等の支援困難ケース対応への関与
- ・ 委託開始前の引継ぎや研修期間の確保
- ・ 委託先事務所として現在の包括事務所の継続使用などについて検討

- ・ 公募型プロポーザル方式で受託事業者を募集
- ・ 選定委員会を設置し、審査基準に基づき審査、選定

- ・ モデル事業として委託化
- ・ 事業検証を行い、その後の方向性について検討

委託化にあたっては、各課題への対応策や市民への影響等の検証が必要である



- 法人等のアンケート結果から、人口規模の小さなサブセンター1か所を選定し、モデル事業として委託する
- モデル事業を実施し、委託化の効果や課題等の検証を行う
- モデル事業の実施にあたっては、市から必要な支援を行う

## 4 委託モデル事業（案）について

項目	内容
実施場所	サブセンター 1 箇所
開始時期	令和 4 年度中
委託する業務内容	<p>地域包括支援センターの運営 <b>【必須】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>①総合相談支援業務（高齢者の全般にわたる相談・支援）</li><li>②権利擁護業務（成年後見制度利用促進、高齢者虐待防止・対応、消費者被害防止等）</li><li>③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業（ネットワーク構築、介護支援専門員への支援等）</li><li>④介護予防ケアマネジメント（要支援 1・2、事業対象者のケアプラン作成等）</li></ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①認知症総合支援事業（認知症初期集中支援事業、認知症カフェ等）</li><li>②地域ケア会議推進事業（地域福祉ネットワーク会議、個別プラン検討等） <b>【必須】</b></li></ul> <p>※ <b>【必須】 地域包括支援センターが行わなければならない事業・業務</b></p> <p>「地域包括支援センターの運営」の必須 4 業務については、別々には委託することはできない。</p>
人員体制	<p>保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を第一号被保険者数に応じ必要数配置（概ね 3,000人以上6,000人未満ごとに各 1 人）</p> <p>指定介護予防支援等の実施のため介護支援専門員、事務職員を必要に応じて配置</p>

# 5 地域包括支援センター組織図

令和4年5月1日現在

